

第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録（概要）

■日時：

平成26年8月29日（金）午後2時00分～午後3時55分

■場所：

市役所5階502会議室

■出席委員：

峰島会長、窪田副会長、福谷委員、大谷委員、貞森委員、竹田委員、呉橋委員、岡委員、樋笠委員、園田委員、細江委員、市川委員、垣見委員、福井委員

■欠席委員：

高城委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

草野主席参事

■事務局：

太田健康福祉部長、米岡理事、明石副部長、障害福祉課 柴田課長、江南グループ長、中川主査、発達支援センター 横田所長、倉田専門員

■傍聴者：

2人

1 開会

【太田健康福祉部長】

健康福祉部長の太田でございます。「草津市障害者施策推進審議会」の開催にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

日ごろは、市の行政全般、とりわけ障害者福祉の向上に格別の御支援と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、市長が出席し、委員の皆様方に御挨拶を申しあげるのが本意ではござい

ますが、あいにく、他の公務のため、欠席させていただきますことをお詫び申しあげます。

さて、平成23年8月に改正された障害者基本法の趣旨に基づき、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。法では、全ての障害者および障害児が社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され地域社会における共生を妨げられないこと、社会的障壁の除去等が基本理念に盛り込まれました。また、障害福祉計画については、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることが明記されたところでございます。

このたび、事務局の方で「第4期草津市障害福祉計画素案」を作成させていただきましたが、平成29年度を目標年度とする成果目標と成果目標を達成するための活動指標を設定いたしております。活動指標については、サービスごとに第2期、第3期の取り組み状況と、平成27年度から29年度までの計画値、今後3年間で不足するサービス量等を明記することで、法で定める調査、分析および評価が着実に行えるようにしたところでございます。

この案について、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、また市民の皆様にはわかりやすいものとするため、委員の皆様方の御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2 委員の紹介

<資料1、2に基づき自己紹介>

3 草津市附属機関設置条例、運営規則および会議の位置づけについて

【事務局】

<資料3-1、2に基づき説明>

4 会長の選出

<資料3-2>

草津市附属機関運営規則第4条第3項に、「会長および副会長は、委員の互選により定める。」とあることから、出席委員に意見を諮ったところ、「事務局一任」とされた。

このため、事務局案として、会長に峰島委員、副会長に窪田委員を推薦したところ、各委員の賛同が得られたため、両委員の選出が決定された。

5 諮問

太田健康福祉部長から峰島会長へ諮問書（「障害者総合支援法に基づく第4期草津市障害福祉計画の策定について（諮問）」）を手渡した。

6 議事

規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

(1) 第4期草津市障害福祉計画の素案について

【会長】

まずは、第1章から2章までということで、事務局で説明をお願いします。

【事務局】

1章では本計画の策定にあたっての背景、趣旨、位置づけを、2章では前半で第3期計画の進捗状況の確認・評価を、後半で第4期計画における数値目標を設定しています。

<第4期草津市障害福祉計画（素案）に基づき、1章、2章について説明>

【会長】

第1章で基本的な考え方、第2章は活動指標も入っているが第3章で出てくるので成果目標を中心に御意見、御質問等をお願いします。

【委員】

草津市障害福祉計画と草津市障害者計画の違いをわかりやすく説明してください。

【事務局】

本編P.2の計画の位置付けで、障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画で、障害福祉サービスの数値目標等を定めた事業計画であり、障害者計画は、障害者基本法に基づく計画であり、障害者福祉全般を定めた計画となります。

【会長】

障害者基本法における障害者計画の方が、幅広く、全般的なものであり、その中の提供されるサービスの目標等が定められる障害福祉計画は、その一部といったイメージです。

【委員】

2文字しか変わらないので、わかりやすく、例えば、障害者計画は「基本計画」、福祉計画は「数値目標計画」や「～プラン」というようなネーミングとすると、わかりやすいのではないかと。

【会長】

第2節の計画の位置づけのところで、見出しなどを考えていただきたい。

【委員】

障害者の地域での生活を考える場合、これからは親、兄弟、親戚がいないものとして考えなければいけない。障害者が入院した時の支援では、病院に入れば医療を受けることになるが、医療ではみてもらえない部分もたくさんある。ヘルパーの利用が必要である。例えば、生活必需品の買出し、郵便物の確認など。これを看護師にはお願いできない。医療と福祉の制度上の重複があると言われるが、そういう問題でない。過去に1週間入院していた時も実費でヘルパーを利用していた。実費が1か月、2か月と続くと負担が大変なことになるので考えてほしい。

もう一点は、グループホームが足りないことが、この資料でも報告されている。特に身体障害者が利用できるグループホームが極めて少ない。バリアフリーに費用がかかる等いろんな面が絡んでいると思うが、行政として、バリアフリーのグループホームをつくる際の支援などを検討していただきたい。

【会長】

入院中のヘルパーの利用について、現在の制度では、病院の敷地内は通院のみが認められているが、入院中の支援はないという御指摘だと思います。これはかなりあるケースではないかと思えます。P. 17の地域生活支援体制の強化の中で、長期入院患者の地域生活をどのように支援していくのかといった課題は検討の一つに入っているのではないかと。医療関係者と福祉関係者の連携が必要だと思います。

グループホームについては、身体障害者のバリアフリーがどれだけできているか実態と計画を出す必要があるのではないかと。思えます。

【事務局】

ホームヘルパーの相談については、主に独居の身体障害者の方から以前に相談を受けたことがありました。グループホームについては、今年度から車椅子利用者についても対応可能な事業所が市内に1箇所整備されています。

【会長】

ホームヘルパーについては、（国の）制度の壁があるので、すぐにどうこうできる問題ではないが、いろんな機関が連携しながら取り組んでいくべき課題となると思うので、P. 17の地域生活支援体制の強化のところでは検討課題に挙げていくことはできますか。

【事務局】

サービス調整会議等で議論することはできると思います。

【委員】

先ほどの入院の話は、当事者が一番気にしていることだと思います。今すぐにどうにかして欲しい課題です。

【会長】

この課題は単身の身体障害者だけではなく、子どもがいる仕事をしている親も同じで、地域生活の支援がほとんどありません。障害児の親もお金をかけてやっているだろうと思うので、医療と連携しながらどこまで支援できるのかを協議会等で議論していただきたい。

【委員】

言語障害がきつく、病気になるとさらにきつくなるなか、入院時に看護師にお願いしたいことを聞き取ってもらえない。洗濯してもらえない、寝返りを打たせてもらえない、そういう状況になり、とてもつらい。他の自治体では移動支援事業でやっているところもあると聞きます。

【会長】

地域生活支援事業で、市町村の裁量がきくところでカバーしているところもあるかもしれませんが。それが妥当かどうかは別の話ですが。長期入院している障害児者の地域生活を支援する方法について、ある程度協議していく必要があるのではないかと。

【委員】

2章の一般就労への移行者数のところで、知的障害のある人は、一般就労した後に就労継続できないという実態があります。実績では、一旦就職をしたら日数に関係なく数値に挙がるのですか。

【事務局】

県に確認したうえで、就職後の日数に関わらず数値に挙げています。

【委員】

就職しても長続きしなくて作業所に帰ってくるということになります。就労にはアフターケアが非常に大事ではないか。就労後の経過を観察してから実績に挙げるべきではないかと思います。

【会長】

安定就労をどれくらいの期間にするか。この基準があるわけではないが、本来は安定してから数値を挙げる必要があると思います。国の目標とは別に、市独自の数値を出してはどうか。職業安定は3年から5年、少なくとも1年くらいだと思います。

【委員】

そのことに関して、私は毎年就労支援センターで知的障害のある人が受けられるヘルパー研修でピアカウンセラーとして講師をしている。最近、軽度の人参加が目立ちます。その中で、「障害があるからいじめられる。」「誰にも言ったことがなかった。」とピアカウンセリングの時に始めて話し出されます。就労の仕事に関わって、障害のある人が障害のない人たちに本音をしゃべっているかが気になり、アフターケアが大切だと思います。なぜ辞めたのか、どこに原因があったのか。根気よく本音を聞きだすことが必要だと思います。

【委員】

今回初めて草津市の審議会に出たが、県の会議にも出席しています。その中で、P. 3の4のところで、障害者基本法が改正され、やっところまできたのか、と手をたたいて喜びたい。でも皆さんの話を聞いたり、計画を読んでいると、話の先が鉛筆の先みたいにするうっと細くなっているように感じます。気になるところを読むと、自立訓練や地域移行は、自立が目的。自立の捉え方は各々で違いますが、少なくともこの場で話す自立は、自立＝グループホームではないと思います。ところが、自立は、ここでも、自立支援協議会でも、自立＝グループホームであり、やっぱりそこかと思います。自立は、いきなり一人で暮らすわけには行かないので、段階的に。施設の職員が来たり、グループホームの管理人とホームのルールに従い暮らすのは、自立ではないはず。自分で住みたいところに住み、何を食べるか、何を着るか、どこへ行くかを決めていくのが自立。そのための訓練の言葉がどこにも見つからない。

【会長】

先ほど出た、一般就労した人たちの支援。P. 17のところで、雇用等との連携も出ているので、就職した後についても今後の検討課題としていただきたい。

あと、国の指針では出ていないが、第2章の目標値に障害児の支援を具体的に入れな

くても良いのでしょうか。草津市では障害児の課題を検討する協議会や部会がありますか。

【事務局】

草津市自立支援協議会には、部会はありません。

【会長】

子ども・子育て支援法の関係で、障害児の問題はかなり出てくるものと想定されます。障害児支援の充実で、サービスについては出てきますが協議や調整の場はないので、今後の課題としていただきたい。

【委員】

この間、中学校の懇談会があった。発達障害が増えてきています。障害の疑いに気づいた時に診てもらえる専門医がどこにいるのか。専門家に適切につなげることで、早期の対応ができ、障害の程度を軽くすることができるのでは。30数年前は、診てもらえる医者がびわこ学園くらいしかなかった。親も子の障害を認めたがらない。障害の有無を気楽にチェックできる仕組みが必要ではと思います。

【会長】

地域生活支援体制の強化では、主に障害者のことが出ています。障害児の今後についても、部会も含めて検討する必要があるのではないか。重点的施策のなかで出てきていないので、関係機関との連携も含め、地域支援に位置づける必要があるのではと思います。

【委員】

障害にも種類があるが、体は不自由でない人もいます。私のように見えないことによる情報障害の人もいます。障害を細かく分ける必要はないかもしれないが、障害部位で分けるのではなく、情報障害という分け方もあるのではないか。

【会長】

御指摘のように今の分け方は、必要なサービスでわけているのではなく、障害の部位がどこかとなる。障害福祉計画で整理するのは難しいと思われま。

【委員】

先ほどから地域支援の話が出ているが、本当に地域で生活している一般の方、向こう三軒両隣とどうつながっていくかが地域支援ではないか。出ているのは専門職の話ばかり

りに思えます。

【会長】

障害者計画は、全般的な計画であるため、そういう支援のあり方も入ってきますが、この計画は、障害福祉サービスの提供体制のこととなります。

【会長】

基本的な課題、具体的には第3章になりますので、3章からの説明を事務局でお願いします。

【事務局】

3章では、障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法によるサービスについて、過年度の取組み状況とこれを踏まえた第4期計画の数値目標およびその確保方策を設定しています。また、4章では計画の推進を設定しています。

<第4期草津市障害福祉計画（素案）に基づき、3章、4章について説明>

【会長】

第1章、2章を中心にかなり議論をしましたが、3章、4章については時間がありませんので、次回に再度時間を取るということでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

(2) 今後のスケジュールについて

【会長】

事務局で説明をお願いします。

【事務局】

<資料4に基づき説明>

【会長】

関係団体等のヒアリングを踏まえ、10月6日に第2回審議会を開催する予定です。

今回十分に意見や質問ができなかった部分については、文書か電話で市に伝えておいてください。次回はこの意見や質問を踏まえて、議論したいと思います。それから、今

回は時間に余裕がなく、皆さんに意見が十分に聞けなかったことから、少し時間にゆとりを持たせたいと思うのですが、如何でしょうか。

【事務局】

次回の開催時間を30分早めるのはどうでしょう。

【会長・委員】

(了解)

(3) その他

【会長】

各委員や事務局で何かありますか。

【各委員・事務局】

(特になし)

7 閉会

【会長】

以上で議事を終わらせていただきます。皆さまお疲れさまでした。